

bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL.098-865-5162

文化

時評

黄金 忠博

どうテーマを設けていたが、2019年の7回目からはテーマを無くし、よのおの作家性が弾まった展示会に変わってきた。油彩画、日本画、木版画、エッチング、写真、立



深刻な問題が生じている記者会見(三ノ宮・文蔵)

インターネット社会の中で、政府も企業も国民・消費者に対し直接、情報発信することが一般化している。市民も、自分が社会に訴えたいことを、報道機関に伝えてもらっただけでなく、SNSに投稿するとも当たり前だ。「文」の意図がわかる中、むしろこうした直接発信が力を持てきている。

もちろんこれ自体、自由な表現活動であって何ら問題ないばかりか、受け手である一般市民にとってもより多くの情報が手軽に入手できるメリットは大きい。ただしこうした発信形態の変化が情報コントロールの新たな手段となつてし

まつては、取材の自由を著し受け手のアクセス権を損なうことになり逆効果だ。しかし実際は、「記者会見」を巡って深刻な問題が生じている。

提訴会見を提訴

その一つは、裁判を始める時の提訴会見と起きている。訴訟を起されたことを快く思わない被害側が、裁判を起した者(原告)、代理人である弁護士、報じたメディアや記者個人を、名誉毀損で逆に訴えるのだ。過去にも、解雇された者や労働組合の不当性を訴えた元三井物産の元社員(例えれば、社長室前の抗議活動)が、名誉毀損や侮辱に

時評

(8月)

山田 健太

当たるとして訴えられ、大衆表現に対する対峙はめだとして問題になっていた。その発塵案ともいえるのが、社内でのパワハラを裁判に訴えた際に記者会見を行った場合、その内容が名誉毀損に当たるなどとして訴えられる事例だ。もちろん、提訴の事実(裁判所に提出した書状の中身)を伝えず自分には問題ないわけだ

を認めることが少なからずある。さらには、同席した弁護士にも同様の賠償責任を負わせる事案も出てきている。この裁判所の判断の前提は、記者会見もネット書き込みも同じレベルの表現活動と認識し、みんなの前で社会的評価を低下させる行為として名誉毀損を認めるという構図だ。しかしこれはジャーナリズム活

関の傾向とも似ているものがある。こうした特定の側面の情報の蛇口をしめる行為は、結果として偏った情報だけが社会に流布されることになりかねない。

しかも、報じるメディアを訴えることは、いわゆるスラップ訴訟と呼ばれる嫌がらせ行為そのものにもなっている(SLAPPの語源は平手打ち)。一般に報道をした当該メディアは、その事案に問題意識を持っていることがらがわれ、被告が

「伝播」する。本人も将来の取材活動を抑えざるを得ないかもしれない。ほかのジャーナリストも筆を揃えることがないとは言えない、いわゆる忖度や萎縮が生まれるということだ。裁判所も、意図的な嫌がらせ訴訟については一定の抑止めをかけるに至ってはいるものの、同種の訴訟が後を絶たないのが実態だ。

もちろん、弁護士代理人も同じだ。こんな面倒くさいことになるなら会見を開

サウンドメテア

一頁、自由の拡大にめぐる自社メディアによる直接情報発信をよしとする風潮も、これと通じるものがある。企業であれば従来は、発信は主としてマスメディアを通じてお金をかけて自社のカーパスや商品をPRする行為を指し、日報は記者会見やプレスリリースといった文書形式で、これまた主としてマスメディアに報道してほしい内容を公表するというのが常識だった。しかしいまや、これら双方の機能を兼ね備えた形で、企業がネット上でサウンドメテアと呼ばれる独自のメディア展開をするのが珍しくない。

結果として企業としては、より迅速に自分たちが言いたいことを、ストーリーにコーナーに届けることがきつかなこと懲戒請求が起され職を失う危険と直面するようになる。すでに民事訴訟法の改正で裁判資料をわざわざ記者に見せることもできなくなり、中で、もろに金員をもちこぎ、むねをりすくを言いたくない思つのは自然だ。しかしそれは市民社会が裁判の真相を知る機会を一つ減らすことでもある。

的な解釈による情報のみが流れやすい情報環境を生む。とりわけ政府や大企業は、聞かれたくないことも含め質問を受け答える社会的義務がある。もちろんいえば、記者会見とは社会に対する開かれた窓であつて、弱い立場の者が隠された社会課題を多くの人に関心を持ってもらつてきっかけにもなる。

こうしたジャーナリズム活動をスラップした情報の流れは、結果として送り手にとつて好ましい情報だけが世の中を産産するものになつてしまつて、それはインターネット上でサウンドメテアと呼ばれる独自のメディア展開をするのが珍しくない。

自分にとって心地よい情報のみに関われることに馴れたらSNS時代の特性にも通ずる。しかしジャーナリズムとは、報じられる側にとつて都合の悪い情報を報じることにも価値がある。情報提供の自由が確保され、私たちにとって知識や情報を求めたいための権利が保障されていることが、社会に確保されていることが大切だ。(専修大学教授・言論法) (第2土曜掲載)

わたし

永久の未達成が中学生は完全な

きみの目にわた

知りたくてわた

メスで眼球を半

ぶよと液体がで

わたし、きれ

い、いたいて

った。

おい、聴こ

きみは泣いてた

無言だけが登

多面的情報提供の場

口封じの恫喝許されない

が、当事者としてどうして動を否定することにならる。

スラップ訴訟

あくまでも報道機関は、取材内容をチェックして真実に戻りうる判断した結果をもちて報道するものであつて、会見内容をそのまま報じているわけではない。フェイクは異なるが、警察や検察が記者発表と報道を同列と考へ、報道を抑えるために発表をしない、という最近の行政機

らしてなる問題視されること自体を避けたいという感情が芽生えるのは不思議ではない。だからといって、口封じともいえる恫喝が許されてよいはずはない。

とりわけフリーのジャーナリストや規模が大きくなつたメディアにとっては、訴訟を起されることは時間や労力をとり、さらには経費もかかるところから取材や報道活動の大きな支障となり死傷問題だ。もちろん、こ

くのはおぼろげな思つのが人間の性であらう。これがきつかなこと懲戒請求が起され職を失う危険と直面するようになる。すでに民事訴訟法の改正で裁判資料をわざわざ記者に見せることもできなくなり、中で、もろに金員をもちこぎ、むねをりすくを言いたくない思つのは自然だ。しかしそれは市民社会が裁判の真相を知る機会を一つ減らすことでもある。

しかしこうした「金員飛ばし」ともいふべき状況は、質疑応答による異なる見方を確認し、多面的な報道につながる機会を奪い、発信者側の一方

ちくめにめぐる。

しかしこうした「金員飛ばし」ともいふべき状況は、質疑応答による異なる見方を確認し、多面的な報道につながる機会を奪い、発信者側の一方

新刊紹介

女性を縛る言

社会を読み解

「女」とはこてな

から? 『性別の

の日本語』(平野

「くだわ」「の

そんな言葉を自然と

てきた翻訳家の著書

イッ語の翻訳中に

本にはなせ女と

の?」と疑念を抱

き縛る言葉を手に

に「シエンター」格

込られた

「真夏の夜のドラマ

」と題する真恒例の野

谷演は今年で52回目。本

(いずれも田畑書店)で読

金を奪い、発信者側の一方

Iを使用して描いた人物作品を出品。現代のデジタル製品を使った作品作りは、後の新たな展開を想像させる。その他全50点余りの魅力的な作品群によって、アートの楽しさに触れること

現社会を豊かにしていくことにつながる。近年は菜場者数が千人を超えており、歴不念として認知され定着してきたと感じている。それだけ多くの人たちに見る機会を与え、影

歳小松原さん
ラメコ公演
比谷野音で52回目



日比谷公園音楽堂で開かれたラメコ公演を飾る小松原豊さん(前列)
11月20日夜 豊郷大田区

げられた。

「真夏の夜のドラマ」

谷演は今年で52回目。本

(いずれも田畑書店)で読

金を奪い、発信者側の一方

女性を縛る言

社会を読み解

「女」とはこてな

から? 『性別の

の日本語』(平野

「くだわ」「の

そんな言葉を自然と

てきた翻訳家の著書

イッ語の翻訳中に

本にはなせ女と

の?」と疑念を抱

き縛る言葉を手に

に「シエンター」格

込られた

「真夏の夜のドラマ

」と題する真恒例の野

谷演は今年で52回目。本

(いずれも田畑書店)で読

金を奪い、発信者側の一方